

飲食店等における **ワクチン・検査パッケージ（VTP）制度
対象者に対する全員検査（対象者全員検査）** について Q&A

※このQ&Aにおける要請・緩和措置は想定に基づくものであり、実際の要請・緩和措置とは異なる場合があります。

【制度の概要について】

Q1 ワクチン・検査パッケージ（VTP）制度とはどのような制度ですか？

A1 感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を維持できるように、飲食店等の事業者が利用者の「ワクチン接種歴」又は「陰性の検査結果」を確認することで、感染リスクを低減させ、将来の緊急事態宣言やまん延防止措置等の下において、行動制限の緩和を可能とする制度です。

なお、行動制限の緩和を受けるためには、愛媛県に対しあらかじめ登録申請する必要があります。

Q2 対象者全員検査とはどのような制度ですか？

A2 感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を維持できるように、飲食店等の事業者が利用者の「陰性の検査結果」を確認することで、感染リスクを低減させ、将来の緊急事態宣言やまん延防止措置等の下において、行動制限の緩和を可能とする制度です。

なお、行動制限の緩和を受けるためには、愛媛県に対しあらかじめ登録申請する必要があります。

Q3 VTP制度と対象者全員検査の違いはなんですか？

A3 飲食店等の事業者が利用者に対して確認する項目が違います。

○VTP制度

「ワクチン接種歴」又は「陰性の検査結果」のいずれか

○対象者全員検査

「陰性の検査結果」のみ

なお、両制度は別の制度となります。行動制限の緩和を受けるためには、あらかじめ制度毎に愛媛県の登録を受ける必要があります。

Q4 なぜ、似たような2つの制度（VTP制度、対象者全員検査）があるのですか？

A4 飲食店等の事業者が利用者の「ワクチン接種歴」又は「陰性の検査結果」のいずれかを確認する「VTP制度」により感染リスクを低減させることができるとされていましたが、オミクロン株の感染拡大時に、ワクチン2回接種者の感染も多数確認されたことから、確認の対象を「陰性の検査結果」のみとする「対象者全員検査」が導入されました。

Q5 いつ制度が適用されるのですか？

A5 制度の適用は、知事が行動制限を要請した際に示すことになっており、制度適用時に登録店にお知らせします。

①VTP制度のみ ②対象者全員検査のみ

③VTP制度又は対象者全員検査のどちらかを事業者が選択 ④行動制限の緩和を実施しない

【緩和措置の内容について】

Q6 飲食店やカラオケ店における行動制限の緩和について、具体的に教えてください。

A6 以下のような緩和措置が受けられます。

【例】

(1) 利用人数制限の緩和

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置時等において、知事が飲食店に対し「同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食回避」の要請を行っている場合でも、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査の登録を受けた認証店（愛顔の安心飲食店認証制度）においては、利用者の「ワクチン接種歴」又は「陰性の検査結果」（対象者全員検査にあつては、「陰性の検査結果」に限る）を確認することで、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食が可能になります。

(2) カラオケ設備提供禁止の緩和

緊急事態宣言時に、知事がカラオケ設備の提供禁止等の要請を行なっている場合でも、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査の登録店においては、利用者の「ワクチン接種歴」又は「陰性の検査結果」（対象者全員検査にあつては、「陰性の検査結果」に限る）を確認することで、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備を提供することが可能になります。

Q7 愛顔の安心飲食店認証制度の認証を受けていないカラオケ店がワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査の登録を受けて適用した場合でも、認証店が登録・適用した場合と同様に利用人数制限の緩和を受けられますか。 ※「利用人数制限（5人以上での会食回避）」の要請があつた場合

A7 利用人数制限の緩和（5人以上での利用可能）を受けるには、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査の登録・適用だけでなく、「愛顔の安心飲食店認証制度」の認証が必要です。ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査だけでは利用人数制限の緩和を受けられません。

したがって、認証を取得していない「飲食を主として業としていないカラオケ店」は、本制度に登録した場合でも、同一グループの利用人数は4人までとなります。

なお、認証がなくても、本制度の登録・適用のみで「カラオケ設備の提供禁止」の緩和（提供可能）を受けることはできますが、その場合、利用人数は「4人まで、かつ、収容率上限50%」となります。（例：定員10名の個室→4名まで 定員6名の個室→3名まで）

Q8 時短営業や酒類の提供禁止は、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査の登録・適用で緩和されますか。

A8 時短営業や酒類の提供禁止は、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査の登録・適用では緩和されません。時短営業や酒類の提供禁止の緩和を受けるには、「愛顔の安心飲食店認証制度」の認証が必要です。

【制度適用の申請ができる飲食店】

Q9 ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査の適用対象となる店舗について教えてください。

A9 以下に該当する店舗が対象です。

- ①「愛顔の安心飲食店認証制度」の認証店
- ②カラオケ店（①を除き、飲食を主として業としていない店舗に限ります。）

【登録申請について】

Q10 「愛顔の安心飲食店認証制度」の認証を受けていない飲食店が、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査の適用を希望する場合はどうすればいいですか。

A10 まずは、「愛顔の安心飲食店認証制度」の認証を受けていただきますようお願いいたします。認証店登録後、本制度の登録申請をお願いします。認証店登録申請につきましては、愛顔の安心飲食店認証制度事務局ホームページ (<https://ehime-anshinninsyo.com/>) をご覧ください。

飲食を主として業としていないカラオケ店の場合は、認証がなくても登録可能です。(Q7参照)

Q11 対象となる飲食店やカラオケ店は必ずワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査を適用（登録申請）する必要がありますか。

A11 すべての飲食店等に本制度に基づく行動制限の緩和を義務付けるものではありません。したがって、緩和措置の適用を希望される場合のみ本制度の登録申請をお願いします。

Q12 ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を確認した利用者に対して、特典の提供や割引を行いたいのですが、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査の登録が必要でしょうか。

A12 登録は必要ありません。

登録が必要なのは、行動制限の緩和を受ける場合に限られます。

行動制限の緩和と関係なく、ワクチン接種歴や検査結果を活用してサービス等を行うことは、原則として自由であり、制限を受けるものではありません。

ただし、その場合であっても、本制度に準じて確認することが望ましいとされています。

なお、旅館業法等、個別の法令でサービスの利用制限を規制している場合がありますので、法令違反にならないようご注意ください。

【ワクチン接種歴又は検査結果の陰性の確認について】

Q13 現在ワクチンを接種することができない5歳未満の児童やワクチン接種を受ける努力義務の対象となっていない12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要ですか。

A13 6歳以上12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要です。

未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合は検査不要です。

Q14 登録店は緊急事態措置等による人数制限がかかっている場合、4人以下で会食をする方に対してもワクチン接種歴等の確認を行わなければならないのですか。

※5人以上での会食を避けるよう要請があった場合

A14 登録店であっても、同一グループ同一テーブルでの4人以下での会食の場合はワクチン接種歴や検査結果の陰性を確認する必要はありません。

Q15 ワクチン接種歴等を確認し、規制緩和の適用を受けた場合、何らかの記録を残したり、報告したりする必要はありますか。

A15 記録を残したり、報告する必要はありません。

Q16 VTP制度や対象者全員検査による行動制限の緩和を受けるために必要なPCR検査等や抗原定性検査はどこで受けることができますか。

A16 下記ホームページで検査を実施している機関を公表しております。なお、一覧表に掲載のない検査機関(医療機関、衛生検査所等、薬局又は登録店)でも検査を実施している場合があります。検査についての詳細は、各検査機関にお問い合わせください。

・厚生労働省ホームページ「自費検査を提供する検査機関一覧」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html

・愛媛県ホームページ「新型コロナウイルス感染症検査無料化支援事業における無料検査実施のお知らせ」

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/covid/muryokensa.html>

Q17 PCR検査等や抗原定性検査の結果がでるまでの時間や費用はどのくらいかかりますか。

A17 検査に係る時間、費用は、検査機関ごとに異なります。詳細は、各検査機関にお問い合わせください。

Q18 利用者自らが検査キットを購入し、検査した結果はVTP制度や対象者全員検査による行動制限の緩和を受けるための有効な結果通知として認められますか。

A18 利用者自らが検査を行っただけでは、有効な検査結果とはなりません。検査機関において検査を受け、結果通知を発行してもらってください。

(検査機関についてはQ16をご覧ください。)

【本人確認について】

Q19 本人確認時の身分証明書にはどのようなものが使用できますか。

A19 運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書のほか、健康保険証や学生証による確認も可能です。

Q20 12歳未満の児童についても、身分証明書等により本人確認を行う必要がありますか。

A20 12歳未満の児童の本人確認または年齢確認は、自己申告、又は保護者による申告あるいは健康保険証等での確認によることができます。

【登録申請期限について】

Q21 登録申請の申し込み期限はいつまでですか。

A21 当面の間期限は設けません。本制度の適用を受ける前に登録申請をお願いします。

【ステッカーや登録店ポスターについて】

Q22 ステッカーや登録店ポスターは店内に掲示しても構いませんか。

A22 利用者への周知のため、ステッカーや登録店ポスターは外から見える位置に掲示していただきますようお願いいたします。

【登録について】

Q23 登録が完了したかどうかはどのように確認すればよいですか。

A23 登録が完了した店舗については、登録通知等を送付するほか、愛媛県ホームページで登録店舗一覧を公開しますので、そちらをご確認ください。